

086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地
別海 太郎 様

令和7年〇月〇日

00000

別海町長 曾根 興三

調整給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法 振込
支給日 令和7年 月 日
支給口座 ○○銀行 △△支店 普通 00000000
支給額 1万円

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①) 21,000 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) 0 円	=	控除不足額計 (③) (①+②) 21,000 円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				↓
					令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ) 3 万円
支給額	令和7年の 所要額 (④) 3 万円	-	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) 2 万円	=	調整給付金(不足額給付分) 支給額 1 万円
	注) 調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合は、「支給所要額」を記載しています。				

・記載の支給口座と異なる口座への振込を希望の場合は、別紙調整給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書に記載のうえ、**令和7年〇月〇日まで**に役場本庁舎または支所へ提出してください。

・下記のいずれかに該当する場合は、**令和7年〇月〇日まで**に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
別海町役場税務課
0153-74-9256